

佐久市条例第 3 2 号

「佐久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

佐 久 市 長                      柳 田 清 二

## 佐久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(佐久市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 佐久市職員の給与に関する条例（平成17年佐久市条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 削除」を「第10章 寒冷地手当（第47条―第49条）」に改める。

第2条中「管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

第10章を次のように改める。

### 第10章 寒冷地手当

(寒冷地手当の支給)

第47条 寒冷地手当は、11月から翌年の3月までの期間（以下この章において「支給期間」という。）内における各月の初日（以下この章において「基準日」という。）において、現に在勤する職員（以下この章において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

(寒冷地手当の額)

第48条 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 世帯主（主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である職員であつて、第17条第1項に規定する扶養親族又は他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている配偶者（以下この号において「扶養親族」という。）のあるもの（扶養親族のある職員であつて市長が定める職員を除く。） 1

9, 800円

(2) 世帯主である職員であつて、前号に掲げる職員以外のもの 11, 400円

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 8, 200円

2 前項の規定にかかわらず、市長が定める場合に該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定による額を超えない範囲内で、市長が定める額とする。

(寒冷地手当の支給方法)

第49条 寒冷地手当は、支給期間内において、給料の支給方法に準じて

支給する。

第 5 3 条第 2 項及び第 3 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」に改める。

（佐久市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第 2 条 佐久市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 7 年佐久市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 8 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」に改める。

（佐久市特別職の秘書の職の指定及び給与等に関する条例の一部改正）

第 3 条 佐久市特別職の秘書の職の指定及び給与等に関する条例（平成 2 1 年佐久市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「勤勉手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

（佐久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 佐久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年佐久市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「及び同年 1 1 月から令和 9 年 3 月まで」を削る。

附則第 5 項の表を次のように改める。

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| 令和 7 年 1 1 月から令和 8 年 3 月まで | 6, 6 0 0 円 |
|----------------------------|------------|

附 則

この条例は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は公布の日から施行する。